



3月1日(火)開始

JR上尾・北上尾駅 周辺が終日禁煙に

市路上喫煙防止条例を施行

⇒生活環境課 ☎775-6940
FAX775-9927



路上喫煙Q&A

たばこによるやけど・火災などの事故を防止するため、また、分煙に対する意識の高まりを受けて、「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」を3月1日(火)から施行します。これに伴い、JR上尾・北上尾駅周辺を下図のとおり路上喫煙禁止区域内に指定し、禁止区域内の路上などでは終日禁煙となります。

Q 路上喫煙って何ですか？

A 道路、公園その他の公共の場所で喫煙することや、火の付いたたばこを持つことです。

携帯灰皿を使って立ち止まって喫煙することも路上喫煙になります。

Q 条例の内容はどんなものですか？

A ①市全域で路上喫煙をしないよう努めなければならない②禁止区域内の公共の場所では終日禁煙——の2点が定められています。

Q どうして路上喫煙をしてはいけないのですか？

A 人混みでの路上喫煙による、やけどや衣服の焦げなどを未然に防ぐため、規制を行い、市民の皆さんの身体・財産の安全を守ることを目的としています。

たばこの煙に対して不快感を抱く人も多くいます。そのような人と喫煙者双方が快適に暮らすためにも今

回のルールを定めました。

Q 禁止区域はどこですか？

A JR上尾・北上尾駅周辺を禁止区域に指定しました。禁止区域内の公共の場所では、終日禁煙となります。看板や路面標示でもお知らせしていますので、注意してください。

Q 喫煙場所はどこですか？

A JR上尾・北上尾駅東西口に1カ所ずつ(計4カ所)に指定喫煙所を設けました(下図①印)。指定喫煙所で喫煙してください。

Q 罰則はありますか？

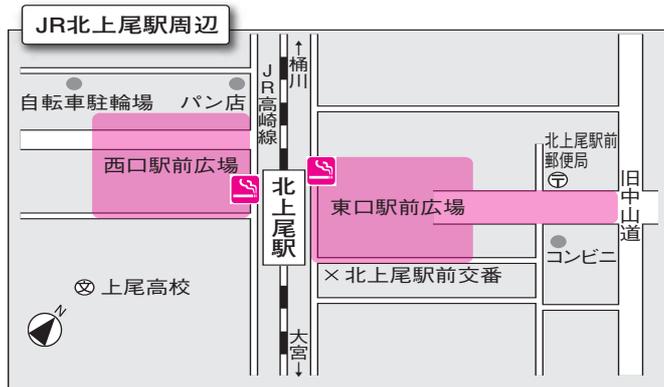
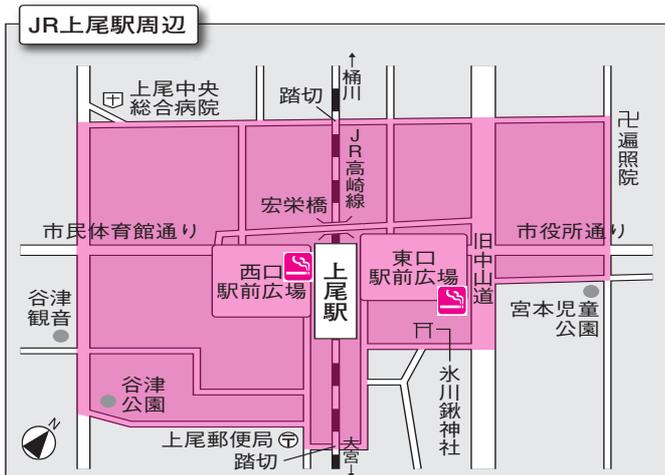
A 路上喫煙禁止区域内の条例違反者には、指導、勧告、命令などの行政指導を行います。命令の処分に従わない悪質な違反者には過料を科すことがあります。

過料の規定は、9月25日(日)から適用になります。

※路上喫煙防止啓発パトロール員が巡回して、禁止区域をお知らせしています。



指定喫煙所に設置された灰皿



路上喫煙禁止区域

指定喫煙所



市長 キラリ通心



不測の事態に備えて

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
 まだまだ寒暖の差はありますが、徐々に春の芽吹きを感じる日々、いかがお過ごしでしょうか。
 年明け早々、日本海沿岸の豪雪や霧島・新燃岳の噴火など自然の脅威を目の当たりにしています。海外でもオーストラリア北東部クイーンズランド州では、昨年12月からの記録的な大雨による大規模洪水によって日本の国土の4倍以上、フランスとドイツを合わせたほどの面積が冠水しました。
 クイーンズランド州にあるロッキヤーバレー市では、過去17回、延べ414人に上る市内の中学生がホームステイや研修で貴重な体験をさせていただいています。今回は、ホームステイ先の家屋が全壊したり、大型トラックが濁流に流されたりするなど甚大な被害

が出たそうです。

このような報道を受け、中学生の時に世話になった参加生徒から、市教育委員会に「自分たちで何かできることはないか」との申し出があったのをきっかけに、多くの参加者と市職員による見舞金を今月送金する運びとなりました。世話になったご家族への恩を忘れず、心配する気持ちに感動を覚えました。

さて、市では昨年、自主防災組織率100%を達成し、各地域の実情に合った防災訓練や心肺蘇生法などの実習を行っています。平方地区では、火事や災害から地域を守る消防組織を支援するために、地元有志が集まり住民と行政が一体となって、「平方地区消防友の会」が市内で唯一組織されているなど、市民の皆さんの防災に対する意識の高まりを感じます。

3月1日(火)から7日(月)まで、「春の火災予防運動」が実施されます。不測の事態は突然やってくるものです。1年365日油断することなく、市民と行政が一体となって、安心・安全な「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」(「第5次上尾市総合計画」の将来都市像)の実現に向けて、引き続き皆さんと共に万全の備えを続けていきたいと思ひます。

6月1日 採用予定 市職員を募集

⇒職員課(☎775-5112・☎775-9819)

- ▶職種と採用予定人員 一般事務職(障害者対象)／1人 土木職／若干名
- ▶受験資格 採用職種により条件が異なる ※詳しくは市ホームページか『受験案内』をご覧ください。
- ▶試験日 第一次試験／3月26日(土) ※時間と試験会場は、申し込みの時にお知らせします。
- ▶試験内容 公務員として必要な知識について活字印刷文による教養試験・作文試験と専門試験(土木職)
- ▶申し込みなど 申込書に必要書類を添付して、3月14日(月)・15日(火)午前9時～午後4時に申し込みを ※必要書類、受付場所は、市ホームページまたは『受験案内』をご覧ください。
 ※申込書『受験案内』は職員課(市役所4階)、各支所・出張所、図書館本館にあります(市ホームページからダウンロード可)。

- ▶対象 市内に在住か在勤または在学の人
- ▶募集人数 4人(日本人／2人・外国籍市民／2人)
- ▶任期 4月～平成24年3月
- ▶申し込み 「あなたが考える国際交流とは」をテーマに、800字程度の作文と住所、氏名、年齢、性別、職業、応募動機を記入した応募

市多文化共生推進プラン 市民会議委員を募集

自治振興課 ☎775-4539
☎775-9819

募票(形式は自由)を3月25日(金)までに、直接か郵送(〒362-8501本町3-1-1)またはメール(s53000@city.ageo.lg.jp)で自治振興課(市役所4階)へ

市Webサイト・携帯サイト 3月22日(火)に刷新します

IT推進課 ☎775-5113
☎775-9921

現在、利用いただいている「上尾市Webサイト(ホームページ)・上尾市携帯サイト」を3月22日(火)に刷新します(予定)。
 デザインや機能を変更して、情報を見やすく、探しやすい、分かりやすく伝えていきます。今後ぜひご利用ください。